

| 補助事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|-------------------|-----------------------------|--------|---|
| 伝統的建造物修理事業 | 保存計画で定める部分に係る修理工事に要する経費 | 10分の8 | 中山道及び金西町の街路(市道金西町2号線及び市道金西町3号線の一部をいう。以下同じ。)に面する伝統的建造物については、1件につき基準額250万円にその接道する前面の間口に対し1メートル当たり50万円を乗じて得た額を加えた額(万円未満切捨て)を、その他の伝統的建造物については、1件につき250万円を限度とする。 |
| | 上記工事に係る設計費及び工事監理費 | 10分の10 | 当該工事費に、設計費については100分の5を、工事監理費については100分の7をそれぞれ乗じて得た額を限度とする。 |
| 伝統的建造物以外の建造物の修景事業 | 保存計画で定める部分に係る修景工事に要する経費 | 10分の6 | 中山道及び金西町の街路に面する建造物については、1件につき基準額100万円にその接道する前面の間口に対し1メートル当たり20万円を乗じて得た額を加えた額(万円未満切捨て)を、その他の建造物については、1件につき100万円を限度とする。 |
| | 上記工事に係る設計費及び工事監理費 | 10分の10 | 当該工事費に、設計費については100分の5を、工事監理費については100分の7をそれぞれ乗じて得た額を限度とする。 |
| 環境物件整備事業 | 保存計画で定める部分に係る修景又は復旧工事に要する経費 | 10分の8 | 市長が別に定める。 |
| | 上記工事に係る設計費及び工事監理費 | 10分の10 | 市長が別に定める。 |